農地の賃借料について情報提供します

本町の農地の賃借料の情報を提供いたします。賃料を決定する際の判断材料としてご活用ください。なお、この賃借料情報は実勢の集計値として提供するもので、拘束力はありません。実際の賃借料を決定する際は、貸し手と借り手の両者でよく協議して決定してください。

令和４年 1 月から令和４年 12 月までに公告された農用地利用集積計画により利用権設定を行った賃借料水準(10a あたり)は以下のとおりです。

昭和町農業委員会

（年間・10a あたり）

区　　分	平均額	最高額	最低額	集計対象件数	集計対象外件数	
					使用貸借	生産物支払等
全　　体	9,675 円	30,000 円	2,000 円	22 件(42 筆)	13 件(32 筆)	5 件(6 筆)
水　　稲	10,586 円	30,000 円	2,946 円	14 件(21 筆)	5 件(12 筆)	3 件(4 筆)
水稲以外	7,563 円	30,000 円	2,000 円	8 件(21 筆)	8 件(20 筆)	2 件(2 筆)

※使用貸借（無償による貸借）や生産物支払等は集計対象から除いています。
※区分は「利用する作目」により分類してあります。